君明錄

全

和装本
リ 5
3482

君明録

全

リ伊5
3482

内閣文庫

三宝院一巻 同縁

一 赤厳山造立之事

附り宣旨帝之事

二 吳市公子孫新田事

三 中山前大納言元親卿之事

四 中山二位親所之妻卿之事

五 安郷事 宣旨之事

六 元親卿の智謀之事

中村史

君の孫 赤厳山造立之事

抑赤厳山造立之所ハ家康公何年比厳山に詣給
護摩堂の霊山を造立有度御所望深く御祈願
ましまして止にき紀るふ三代将軍家光公大猷院殿
御代大神君御年四十四歳元和元年神変の法
験江府におゐて鬼門擬する天台止観の峯を造立有度
思召庭に養蒙し内の閑寂庭の司厳樹庭清
源厳に於て諸郷城集め評議仕ふる厳下宣旨
抑此の度の中ハ慶の天台山を移し法華一乗の峯高く
深き長止観の山の楽し紫陽の聖花れ広く実に

大正十二年一月寄贈
中村精雄氏

[illegible]ハ宗九宗の祖山たり別れの殿山
と号す[illegible]法流國家の法流行ふ故主様の男門
[illegible]霊山也祖父実朝の新城武威に向こうこの体意
不便也且叡道の[illegible]仏[illegible]信にても有るべの後[illegible]名列
[illegible]の後[illegible]云く[illegible]宗[illegible]
延[illegible]ずかいもろこせ[illegible]宗[illegible]恵心[illegible]如何思
[illegible]と云[illegible]牧して立ハ殿下の義[illegible]法[illegible]
[illegible]と同[illegible]勅許すさ[illegible]宗中[illegible]
[illegible]ハ[illegible]乱[illegible]云法[illegible]
に[illegible]面の中[illegible]ハ迎[illegible]

法を蒙り殿[illegible]殿[illegible]心を[illegible]
[illegible]ハ中さ[illegible]ハ水戸殿中さ[illegible]ハ不[illegible]
[illegible]ハ[illegible]成[illegible]仕[illegible]
[illegible]ハ松平伊豆守さ[illegible]
[illegible]上下[illegible]
[illegible]恵[illegible]法仕[illegible]
[illegible]の[illegible]恵[illegible]
[illegible]松[illegible]
[illegible]
[illegible]

に対面し申の次第は殿下に何様御好被
仰付候哉と殿下に筆仕御法に付古屋城好被
申宣しく仕候哉と尋ねに成敗の儀有りと大に悦び
仕候事なるべく中略中略大阪の出勢し則将軍の御前に相
中略御尚象の重宝たる古屋を差し遣はされ成敗
仕中略将軍謹而御請仕候ども何分に神君の恩に達候
者忘恩思寄仕り半面さる能に相済ふ面しく
しる別古屋の第一滝川大学の御農業筆家相の
出い第小野道風の筆紙三筆は足利家より織田家に
伝り夫より大閤秀吉公伝り今尚家に為て無稀成成
の古屋迄別小生子一方あを表御松平下総守と上使

殿下殿下鷹司殿第より将軍分の使者方迄を中
合の別紙に通に面紙迄る殿下の御前に出ぐ
将軍社法に為しに有ふ為遣り殿下殿に料
家年来は成慕と也も未り相見将軍に秘蔵
しんものを出る様らく神に出ら出ありと
悦限り欲の新知成敗殿下御中上為に先達る
将軍分東蔵に遣立と成奉り度じい之物弾
将軍殿に外秘欲に成る河辺殿下分宣敗治
甘帯しく思へ中略ば殿下宣ふ第毎度殿西成
家義聞申に相上申上る殿西御弛方御
ふ上て勅免あべく社後に安心いたるべし第社に
との命あれ上使大に悦び相軍面りとて迄迄

と是こ御勝城を夫をいかにとて右京亮具こ上聞す。
達尾を以将軍に伝へ太〻しく有しかば仲直りゲ申し妙なりと
御意有りて初めて対面の初は彼出仕向みて東殿山の号を
賜り付き家号を改者号に下さるも天聞上人法華宗を改めて
小弓様同様のみ子なる二位殿の弟を養せんと云ふ
御姫君を常に甘露寺殿中将殿の養子なりしこれ御覧ありて
将軍御上洛の節二條の様に御入りて夫より御同宿有り
大子又御様御帰京有り京洛の町〻水を出すと云ふに銀
百枚を与へ完御上意遂げ将軍かれ〻なる京洛の旅
宿を大〻しく新し新宅の事有り天子御覧しの余り
将軍八男なるに依て太上天皇の尊号を賜り祈〻の事
やうく仙洞同様の御尊称を関東今に報恩して御宮

釋尊創り御寛政帝朝に天皇と申奉る八国流言一品
親王の御子ふして後桃園の天皇の養子に立せ給ふ御位
を別宮敬の帝と申奉る御者
仏深く御父最一品親王の事を歎き給ふ御事
当号を直下あるべし四〻の大内の女房に勅定有
事なし大内侍の局かと申奉る女房遂懇望に内て
河〻勅宣にて事如蛇雖りる御〻御裏に為さるべく
と奏聞申し〻上則勅宣あて御養実に為り
太上天皇科千石武家侍の宣下なるべく勅定と号
して沙汰なりけり御定る処に寛政四年実家が
殿下に向ひ中越さるる云と実武家上人の御制長
并に法々の御歌下さるる敬者新なる治く志嬉く奇ぐ

殿下進発御供申さるべき仙洞御所に出仕さるべ
きなり殿下参内あるべきなり御供御出仕さるべ
き流の御所へ御参内遣さるべきなり明日忠あり諸
御所遣と申す青侍御剣を差さるべき殿下の進
発なり後方なり其方に流後と下なり流
後共と殿遣申さるべきなり公付仙洞御所家成に同
こなるべしと御憤法にそなはりなり殿下の進発後
法遣と兼ねり是へうう付に第る後供なりとも遣
中宗拾向さる公忠勅封状拾向なり
清花いしけるに道遣わるべきなり
勅使なるべきなり

勅使なり勅状拾向なり仙洞御所へ殿下なり
天皇なり御参内なり御参内遣なり
忠は御剣なり殿下なり

実氏ヨリ　公ケ様雑向の事
寛政四年実氏公関白殿へ様雑向の事
一　勅使と公卿清大夫乃中　右大弁藤原
御使と必行紙成勅使なり下殿実氏公登殿
一　御使　内大臣上使殿　右衛門督
上使と三位中将
一　位を授ける法皇御使なり　左中の使
位を授ける法皇御使なり　左中の使

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

中さまより此たび世後をよの次の非事に天事の御ゐまへ
先相ゝ之ゝ事なるとの仰ゐ中山殿室町殿室の御代所義殿下
の御成敗ゝ中元親ゝ[illegible]ゝ見出に所をゐまして不と再三
[illegible]ゝ事ハ山室ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

及び[illegible]いたさせ[illegible]
中山への日数の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

玄関にて財産をとり足に出向ひ大変しのぎたるの二条殿と云て通る
なんと申て通ひ申すなり此方所通ひ申すと云ふ
所に云ひ出と云ひ出と云たり 彼是と対刑も甚延引に及ぶ
又有馬刑部殿をけまいは中国の者人に向射ること中国八今日家
宮ばかり有ること有ること有ること有ること有ること
ことの中ことのことのことの

宮下の親帝所と号し今に至て侯の
俗も尊敬し先年の時の[illegible]
天皇の宮下の俗わろと宮〻和泉守日出観町[illegible]
不承者〻中山廣田郡と名不分方に[illegible]
皆〻迎に来る也不[illegible]
〻俗流〻呼号と[illegible]
太上天皇宮下成[illegible]
奥方大田備中守[illegible]
不分と雖も[illegible]
下〻と云上方[illegible]
十二月[illegible]

友鄉主[illegible]城主[illegible]
月十二日[illegible]
[illegible]

東常[illegible]
[illegible]
成問[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]中上井山[illegible]行く[illegible]
の[illegible]の拍[illegible]玉[illegible]保[illegible]
[illegible]
玉[illegible]
中[illegible]
中上[illegible]
[illegible]
[illegible]

と、後の事也。宣下文、かいやぶる方、こゝ御門に成り、中山殿又、角殿呼みひ
ゝ文書、しゝ、後醍醐殿、此の間の日、松平相模守と言ふ、中山殿仰せられ、公方の
要命と、後の事也、此の中、此の東の殿の事、泉殿日記、天下の政事、殿、
に、公方、清下、殿、中山殿の日、和泉守、能、殿、相模守、殿、一天、奇機の
天子、紫宸殿、に、おこなひ、公方、君南面、位、ひ、位、南面、しゝ、君、奇機の政、執柄
方、殿政、不、殿、殿、紫宸殿の、執柄、事、紫宸殿に、湯、紫宸殿の、執柄、殿、
る、田舎、者、類、殿、事、に、殿、殿、中山、に、殿、殿、殿

[illegible]遠の孝の作なり。[illegible]日月をいく[illegible]日月に帰し[illegible]紙なりの者と
やせ[illegible]若浄若年三浄[illegible]三[illegible]恩[illegible]延[illegible]北利と浄[illegible]
中山[illegible]日成[illegible]紙中寺浄[illegible]
[illegible]時[illegible]法[illegible]遠[illegible]
紙中[illegible]日イヤ天下[illegible]
浄[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今不為止事叶ものまし仙洞の御制戒殿下再三被申しかは勅許なりしかは
達而進発の事に依り不得止事御制戒殿御後悔と思召御所

仙洞御所御製

常なしと思ひしかりし道もあるぬよに
世の人間のてらすつくかつちゝ

中山元親

平御殿歌所の御ことの人
八重雲のとゝ嶺はもつくかつちゝ
忘れもむしろの道に元はせん

是皆武威に待し振舞故新帝に公方上の尊号或は中山の持帰位し
云振つく立ち様中公書を取れし養成君上　御論旨成る敵中国陸奥代
さうむいく有しら振位の人生に汚墨の御論旨有りこれ必何にと沢の
遠ほまに星のとく並居し諸大公家又し心地しく位ちるを取り簾中の
初太たの沢御論旨し簾中に進ぬ御ことと称もをまくに
方乱十なる方有り時に坐後人間りて威成ぶし沢簾巻上ヶ中宮の前に年
代し忠くやさるく今日将軍不安覚るこれ代お勅点に水ヶ宰相と
四条武士ないしやさるく中宮の前名代と御を得軍を下所有り御論旨

勅使さまを拝命者聖主を成せ申ふ
軍使ふを文白　御論旨　朴朕父者高親王為津を親き大上天皇の号
城遣り度思召ル年貢城寄下せ仕に今に沢定の腰
に父母に日月城に父母とせもの程公の為ものあまに健者
関東三代の将軍城朕の男成とく太上天皇の号城遣く宣下仕
申王統父母に云男なる者も有る十先帝の御誤今改と方
向後代定の云勝なる（ゝ）と言葉にはこと上ヶ綸旨出ヶ功勅使まに七
二度押勅宣（水戸後遣或宣勅）儀しくもつと城出に付忠くやさ
まを命何ふ御論旨沢綸ヶ宣下ヶ中山宮日ヶ御中ふく事変有（ゝ）水戸
後重る宮然法綸ヶ下（ゝ）と苦中山宮日花大上古宣下成為水戸備者
成水戸の御中ふ有ふ有年者（ゝ）中山宮日捷と成業いたされ水戸後日かも
沢遣勅使者変遣ヶ宣下とを筆に中山宮日御ふ御論旨ハ綸旨（ゝ）と懐
中に綸旨ふ宮中ふ位の沢者異白紙ふ御論旨と名付財ふ沢ふ文会城化
り変ヶ方成城却ヶ舟三進の事ふ位の図ヶ宮ふ親所ふ先別ふ一言

半月もおきてに不忠の[illegible]
指出られ、[illegible]
日[illegible]亀[illegible]

池水[illegible]

[illegible]

[illegible]

序吐屯記